

## 東京大学フューチャーセンター推進機構内規

平成21年3月10日

総長 裁定

平成22年3月30日改正

平成25年5月29日改正

平成31年2月28日改正

(趣旨)

第1条 この内規は、東京大学フューチャーセンター推進機構(以下「機構」という。)の組織及び運営について定めるものとする。

(目的)

第2条 機構は東京大学全学の協力により、柏の葉キャンパス駅前に設置される新キャンパス(柏の葉駅前キャンパス)を基点として、大学と産公民とが連携し、大学における研究資源と柏の葉キャンパス駅周辺での諸構想との協調を図りながら、これまでにない枠組みにより新しい社会モデル創成のための教育研究を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 機構は、前条の目的を達成するために次に掲げる教育研究事業を行う。

- (1) 21世紀の社会モデル創成に関する教育・研究の推進
- (2) 柏の葉キャンパス駅周辺研究プロジェクト及び地域との連携研究の推進
- (3) フューチャーセンターでの研究プロジェクト、オフィス等の拠点の創出及び運営に関する事業
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(組織等)

第4条 機構に、専任教員、兼任教員、特任教員、特任研究員、特任専門員等を置くことができる。

2 前項の専任教員及び特任教員の選考は、東京大学総長室総括委員会が行う。

(機構長)

第5条 機構に、機構長を置く。

2 機構長は、本学の理事、副学長(相当職を含む。)及び教授のうちから総長が指名する者をもって充てる。

3 機構長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(副機構長)

第6条 機構に、副機構長2名以内を置くことができる。

- 2 副機構長は、機構長を補佐するものとし、本学の教授のうちから機構長が指名する。
- 3 副機構長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(運営委員会)

第7条 機構に、その目的を達成するための企画運営を行い、運営に必要な事項、常務及び行事の開催を検討及び実施するため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、機構長及び副機構長のほか、別表に掲げる組織から推薦された委員をもって組織する。
- 3 前項のほか、機構長が必要と認めた者を委員に加えることができる。
- 4 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 機構に関する事務は、新領域創成科学研究科事務部で行う。

(補則)

第9条 この内規に定めるもののほか、機構の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成25年5月29日から実施する。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から実施する。

別表 フューチャーセンター推進機構運営委員会 (第7条第2項関係)

組織
工学系研究科
新領域創成科学研究科
生産技術研究所
宇宙線研究所
物性研究所
大気海洋研究所